

## 分野別施策

### 第1章 道路交通環境の整備

交通安全の推進には、人と車が安全で円滑に進行できる道路や施設など道路交通環境の整備が不可欠です。

そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、安全・安心な生活道路の構築、渋滞対策などの施策を推進します。

また、交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)の施行を踏まえ、駅、公共施設、福祉施設の周辺地区等を中心に、歩行空間のバリアフリー化を進めます。

#### 1 道路の整備

##### (1) 歩道の整備

歩行者及び自転車利用者を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道未整備区間や歩道幅員の狭い区間について、整備を進めていきます。

また、交通バリアフリー法の施行も踏まえ、公共交通の旅客施設等とも連携を図りながら、障害者や高齢者を含むだれもが安全かつ快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道のバリアフリー化をめざし、車椅子がすれ違うことのできる広幅員歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置、横断歩道等切り下げ部における歩車道の段差の解消など、質の高い歩道の整備を進めます。

##### (2) 交差点の改良

ア 交差点は、その形状が歩行者及び車両の安全と交通の円滑化を確保するうえで非常に重要な要素であることから、右左折レーンの設置・隅切改良などの整備を進めます。

また、交通渋滞箇所及び交通事故の恐れのある箇所についてゼブラ導流帯の設置など交差点改良を進めます。

イ 用地を取得して右折車線等の整備を行う「第2次交差点すいすいプラン」として市内2箇所(保谷小前交差点、保谷新道交差点)が東京都の計画に選定されています。

(3) カーブ地点の改良

見通しの悪い曲線道路等の改良として、路面表示、道路照明、防護柵、道路反射鏡、滑り止め舗装、視線誘導標の設置などの安全施設の整備を進めます。

(4) 自転車通行環境の整備

自転車交通は、手軽な交通手段として通勤、通学、買い物などの日常生活に利用されていますが、最近では、環境にやさしい乗り物としても自動車交通から自転車交通への転換が促されています。

安全で安心できる自転車通行環境の整備を推進します。

(5) 市街地の構造改善

道路、公園などの都市基盤を一体的に整備することにより地域の生活環境と交通環境を改善していきます。

## 2 交通安全施設の整備

(1) 路面表示の整備

道路幅員の変更箇所、車道の縁線を示す必要がある区間等に、路面表示(区画線、道路標示)の整備を進めます。

(2) 道路標識等の整備

道路利用者に対して、的確な情報提供がなされるよう、わかりやすく見やすい道路標識の設置や汚損された標識の早急な回復作業を行うとともに、道路標識の乱立を防止し体系的に整備します。

また、高齢者や身体障害者の円滑な通行を支援する案内標識の整備を進めます。

(3) 道路照明の整備

夜間の交通事故を防止するため、道路形態から危険度の高い交差点、横断歩道等に道路照明を整備します。また、広幅員、高木の植樹などにより従来の道路照明では満足な照度が得られにくい箇所についても、歩道交通の安全性・快適性を高めるため道路照明の設置を進めます。

(4) 防護柵の整備

歩行者の無秩序な車道の横断を抑制して歩行者の横断事故を防止し、また、車両の路外等への逸脱を防止し、車両乗員の傷害等を最小限にとどめるとともに、副次的に運転者の視線を誘導するため、防護柵の整備を進めます。

(5) 道路反射鏡

交差点等の見通し距離が不足している道路で、交通事故の発生のおそれがあり、事故防止効果が認められる箇所に道路反射鏡の整備を進めます。

(6) その他

道路交通の安全と円滑を高めるため、その他各種施設の維持補修に努めます。

### 3 道路利用の適正化

(1) 道路調整会議

道路の無秩序な掘り返しを防止し、また、道路交通に著しい支障を及ぼさないため、道路工事調整会議において、工事の施工時期、施工方法等を十分に協議し、道路工事を最小限度に抑えるよう調整します。

(2) 道路占用及び道路使用の抑制

道路交通の安全と円滑を確保するため、工作物の設置・工事等の道路の占用及び使用については、極力抑制する方針のもとに、適正な道路占用・道路使用許可を行います。

また、道路パトロールを実施しながら、許可条件の遵守、保安施設の整備等を指導徹底します。

(3) 不法占用物件等の排除

交通事故の防止、歩行空間、都市景観の確保を図るため、パトロールにより不法占用物件の撤去等の是正指導を行います。

### 4 駐車・駐輪施設の整備

路上駐車・駐輪は交通渋滞の原因として都市交通の円滑化を妨げ、二輪車の駐車車両への追突等交通事故の誘因、防災活動の際の障害となり、また、道

路の有効利用等の面からも、その解決が課題となっております。

(1) 駐車場の整備

駐車場法の一部改正に伴って、自動車に大型自動二輪及び普通自動二輪も含まれるようになりました。大規模店舗など自動二輪車の需要が多く見込まれる主要施設に対して自動二輪者駐車場の整備について要請等図っていきます。

(2) 自転車駐車場の整備

市内には5駅あり、駅周辺には、現在26か所の自転車駐車場があります。今後、ひばりヶ丘駅南口の都営亦六住宅跡地の開発事業に伴い、新たに自転車駐車場の整備を図ります。

## 5 その他

(1) 通学路の安全点検

児童の新入学時期や、春の交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関が協力し、防犯対策も含めた通学路の安全点検を実施します。

(2) 交通安全総点検の推進

地域住民や道路利用者が主体となって関係機関がともに道路環境の点検を行うことにより、地域住民の交通安全活動への参加意欲を醸成するとともに、「誰もが安全に安心して利用できる道路交通環境づくり」を図ります。

(3) 道路の緑化推進

「人にやさしい道づくり」・「周辺環境との調和」などを踏まえ、道路交通の安全と快適性を高めるとともに、避難道路としての安全性の向上・沿道の環境改善を目的に道路の緑化を推進します。